

住民課からお知らせ

年金情報

新成人のみなさん
国民年金の加入手続きをしましよう

国民年金は、国が責任をもつて運営する公的年金制度です。

日本国内に住所を有する20歳以上から60歳までの人が加入することになっています。

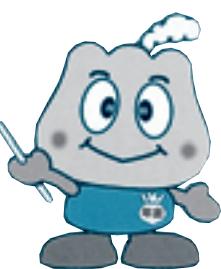
自営業者、学生などは『第1号被保険者』に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に入

すると同時に『第2号被保険者』に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は『第3号被保険者』になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度で

また、国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで障害が残ったときや、18歳未満の子どもを残して父親が亡くなつた

役場住民課、鹿屋社会保険事務所へ。



電話での年金相談は、 『ねんきんダイヤル』へ

年金電話相談センター等の番

号を集約し、平成17年10月31日
ときなどにも年金を支給して、思い
がけない人生の『万一』もサポート
します。

加入手続きは、第1号被保険者は

市町村役場で、第3号被保険者は
配偶者の勤務先などを経由して行い
ます。第2号被保険者は厚生年金保
険などの加入手続きに合わせて行う
ので、個別の手続きは必要ありません。

第1号被保険者となる方は、20歳
になつたら忘れずに加入手続きをし
てください。

なお、学生である場合など、収入
が少ないために国民年金保険料の納
付ができない場合は、申請により保
険料の納付が猶予・免除となる制度
があります(『学生納付特例制度』)。若
年者納付猶予制度』『保険料免除(半
額・全額)制度』。この申請を行わ
ないまま、国民年金保険料が未納と
なつていると、万一のときに障害年

金が受け取れないなど思わぬ事態を
招きますのでご注意ください。

手続きのお問い合わせは、大崎町

年金の裁定請求書の 事前送付について

源泉徴収票を お送りします

平成17年10月から、老齢年金

を請求される方の利便性の向上
と請求漏れを防ぐため、社会保
険庁が管理している年金加入記

録等をあらかじめ印字した年金

を送付しています。老齢基礎年金の受給資格要件
が確認できた方に對し、年金加
入期間をあらかじめ印字した

『裁定請求書』が60歳または65

歳到達月の3か月前に業務セン
ターから送付されます。

また、老齢基礎年金の受給資

格期間が確認できない方や60歳
を過ぎてから受給権が発生する
方には、裁定請求の手続きなど
を説明したはがきが送付されま
す。

なお、これまでの年金電話相
談センター(全国23か所)と社
会保険業務センター中央年金相
談室の電話番号はご利用になれ
ませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

- ・鹿屋社会保険事務所
TEL 0994-42-5121
- ・大崎町役場住民課住民年金係
TEL 099-476-1111
- 番号 0570-05-11165』

(内線121)